

被災地におけるヘリ輸送等について

平成23年3月23日
国土交通省航空局

1. 被災地での救援物資等のヘリ輸送の受入空港等について

現在、被災地へのヘリ輸送については、次のとおり一部の空港を除き可能となっております。

- (1) 国又は県等の公的機関の委託による場合は、供用されている全ての空港等（仙台空港を除く）の利用が可能です。
- (2) 個人等による救援物資等のヘリ輸送も一部の空港を除き可能ですが、荷卸し後の陸上輸送の確保等が条件となっています。なお、各空港等の受け入れ状況等については、別紙1のとおりです。

(注意)

なお、被災地へのヘリ輸送については、政府緊急物資輸送や県現地対策本部による輸送が優先されることをご承知おきください。

＜政府緊急物資輸送の問い合わせ先＞

政府被災者生活支援特別対策本部事務局

運輸・通信班 03-3581-4571（内線85311）>

2. 被災地におけるヘリ輸送について

- (1) 救援ヘリコプターからの物件投下の届出等の手続の弾力化
救援活動においてヘリコプターから物件投下を行う際に必要な航空法の届出については、電話による届出を可能とするなど、あらかじめ手続の弾力化を行っています。（別紙2）
- (2) 救援ヘリコプターの耐空証明、乗組員の航空身体検査証明の手続きを弾力化
救援活動を行うヘリコプターの耐空証明及び乗組員の航空身体検査証明について、更新手続が困難な場合には、有効期間満了後も許可を受けることにより、引き続き運航が可能となるよう、あらかじめ手続の弾力化を行っています。（別紙3）

3. 民間ヘリコプター事業者による協力

3月17日(木)から24日(木)の間、政府被災者生活支援特別対策本部からの要請を受け、3事業者（朝日航洋(株)、中日本航空(株)、アカギヘリコプター(株)）が花巻空港を拠点として救援物資・人員の輸送、被災状況の情報収集を実施中です。

問い合わせ先：

国土交通省 代表：03-5253-8111

1. について：国土交通省航空局空港部空港政策課（直通：03-5253-8715）
小林（内線49-123）、鈴木（内線49-115）
2. について：国土交通省航空局技術部運航課（直通：03-5253-8731）、
航空機安全課（直通：03-5253-8735）、乗員課（直通：03-5253-8737）
九鬼（内線50-102）、千葉（内線50-202）、島津（内線50-341）
3. について：国土交通省航空局監理部航空事業課（直通：03-5253-8705）
太田（内線48-523）